

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年7月26日(2021.7.26)

【公開番号】特開2020-110345(P2020-110345A)

【公開日】令和2年7月27日(2020.7.27)

【年通号数】公開・登録公報2020-029

【出願番号】特願2019-3295(P2019-3295)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 2 0
A 6 3 F	7/02	3 3 3 Z
A 6 3 F	7/02	3 0 4 D

【手続補正書】

【提出日】令和3年5月13日(2021.5.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技中に実行される所定の抽選の当選確率についての設定に関する内容を示唆する第1設定示唆演出を実行可能な第1設定示唆演出実行手段と、

前記設定に関して前記第1設定示唆演出とは異なる内容を示唆する第2設定示唆演出を実行可能な第2設定示唆演出実行手段と、

前記第1設定示唆演出及び前記第2設定示唆演出の実行を制御し、遊技に関する所定の状態である第1状態と前記第1状態とは異なる第2状態とで前記第1設定示唆演出及び前記第2設定示唆演出の実行頻度を異ならせる設定示唆演出実行制御手段とを備えたことを特徴とする遊技機。

【請求項2】

請求項1に記載の遊技機において、

所定の履歴を記憶する履歴記憶手段

をさらに備え、

前記設定示唆演出実行制御手段は、

少なくとも前記第1設定示唆演出の実行を制御する上で前記履歴を用いることを特徴とする遊技機。

【請求項3】

請求項2に記載の遊技機において、

前記第1設定示唆演出実行手段は、

前記設定が変更されたことを示唆する演出を実行可能であり、

前記第2設定示唆演出実行手段は、

前記設定を示唆する演出を実行可能であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 9 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0092】**

さらに、主制御装置70には、設定変更装置300、設定キースイッチ302、RAMクリアスイッチ304が設けられている。主制御装置70（主制御CPU72）は、設定変更装置300を動作させることにより設定を変更する。設定変更装置300は、設定（少なくとも特別図柄抽選の当選確率に関する複数段階の設定値）を切り替える装置であり（設定手段）、RAMクリアスイッチ304等の操作により作動する。また、設定とは、作動確率の組み合わせをいう。さらに、作動確率とは、条件装置が作動することとなる（当たり遊技が実行されることとなる）特別図柄の組み合わせが表示される確率をいう。設定キースイッチ302は、設定を切り替える上で必須となる設定キーの回転に伴い、その回転状態を示す信号（ON/OFF）を入力する入力装置である。設定の変更の手順は、様々な手法を採用することができるが、例えば、以下の手順で行うことができる。

**【手続補正3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0648

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【0648】**

また、「当日における設定変更の有無」及び「直近10日以内に使用されたことのある設定値」は、具体的には、設定履歴データとしてSRAM182（履歴記憶手段）に記憶されている前回更新日情報や直近10回分の設定値等に基づいて判定される。